

令和6年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

事業名称	防災施設整備事業	事業担当課	危機管理課
------	----------	-------	-------

1 事前質問 質疑応答内容（第2回で配布済み）

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	防災行政無線の実績をみると「児童の見守り」「振り込め詐欺」「不審者」などの情報提供に使われていることが分かる。今後このような「防犯」のウェイトが高まると予想されるが「事業内容説明シート」は防犯について触れていない。その理由を知りたい。	防災行政無線は、市民の皆さんへ災害情報等を伝達することを目的として整備しており、平常時には行政からのお知らせや注意喚起等にも活用している。例えば、「児童の見守り」は教育委員会、「振り込め詐欺」「不審者」「迷い人」は管轄の警察書、「熱中症」は保健部からなど、関係機関からの依頼に基づき放送されているものであり、危機管理課の防災施設整備事業ではないため触れていない。
2	H29年度の外部評価で課題として残っていることがその後どうなっているのか。 また、H29年度以降の事業費の推移と取り組み内容について知りたい。	H29年度の外部評価で課題に挙げられた外国人住民への対応については、防災本（ハザードマップ）の凡例を4か国語で表記したほか、避難所内で外国人とコミュニケーションを図るための資料等を複数の言語で用意している。 また、R5年度には埼玉県警と連携して外国人を対象とした防災普及啓発活動を開催し、災害時の避難についての講座や訓練を実施した。H29年度以降の事業費の推移と取り組み内容については、別紙のとおり。
3	実施計画事業評価調書の指標①「防災気象情報登録者数」は、どの広報手段にあたるのか。きらり川口情報メールの登録者数とは別なのか。	実施計画事業評価調書の指標①「防災気象情報登録者数」について、R3年度までの数値は、当該が独自に民間事業者との業務委託契約により配信していた防災気象情報サービスの登録者数であり、R4年度以降の数値は、きらり川口情報メール登録者のうち、防災気象に関する各カテゴリを選択した方の延べ人数を示したもの。 なお、資料P5のきらり川口情報メール登録者数推移（H31～R5）については、選択したカテゴリに関わらず、きらり川口情報メールに登録している方の全体数となっている。
4	防災気象情報登録者数は、各年度の目標を26,000～28,000人としているが、人口の5%にも満たない。最終的には人口の何%程度を目指すのか。また、他市区と比べてどうか。	様々な機会を通じて登録を促しているが、最終的な目標は定めていない。 また、近隣他市（草加・戸田）においても、川口市と同様に人口の3～4%程度の登録者数とのこと。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
5	防災行政無線は1基の新設が続くが、必要十分な数をどの程度と見積もっているのか。	以前は将来的な設置計画を262基としていたが、R3年度から設置し始めた高規格スピーカーにより1基あたりの放送範囲が約2倍に広がったことから、将来的な設置基数について、計画の見直しを検討している。また、新設するためには設置場所となる公園や公共施設等との調整が必要であるため、必ずしも毎年新設できるものではない。
6	防災行政無線の放送は「騒音苦情」との両立が難しいところと理解するが、1回しか流れないので聞き逃してしまうことがあり、せめて2回くらい繰り返しても良いのではないかと思うことがあるが、そのような要望はないのか。また、R3年に高規格スピーカーに変えたとあるが、まだ聞こえづらいと感じている方もいるのではないか。聞こえづらいことに対しての今後の対策はあるか。	防災行政無線の放送については、「小さすぎて聞こえにくい」「大きすぎてうるさい」の、両方の意見が同じくらい寄せられており、そのつど現地調査をしてボリュームの調整等を行っている。放送を聞き逃した方に対しては、放送内容を音声で聞き直すことができる無料テレホンサービスや、市ホームページの防災行政無線放送履歴のほか、きらり川口情報メールへの登録をご案内しているため、平常時の放送について2回繰り返してほしいという意見はない。また、高規格スピーカーの設置率は全体の20%程度であるため、引き続き高規格スピーカーへの更新を継続していくことで、聞こえにくい地域の解消を図っていく予定である。
7	設置場所や条件によって異なると思われるが、防災行政無線の設置は1基あたりいくらかかるのか。新設、更新それぞれ教えてほしい。また、防災行政無線を新設する際の設置場所として、何か制限のようなものはあるのか。	建物外壁に直接設置する場合や自立柱による設置など、設置の工法により工事費は若干異なるが、新設・更新ともに1基あたり11,000千円から13,000千円となっている。なお、人件費や材料費等の高騰により、工事費は年々増額傾向にある。また、設置場所は公園や学校等の公共施設を原則としているが、設置を計画する際には、設置箇所の埋設物や電波状況の調査及び電源取り回し（電線からの配線）の状況や地域住民への理解などを得てから設置している。
8	防災行政無線で大雨・洪水警報等の情報は発信されているか。	大雨・洪水等の気象警報は防災行政無線では放送していない。ただし、河川氾濫や土砂災害警戒レベルが高まった時には、対象地区に対して避難情報を発令するので、その際は防災行政無線を使用している。
9	手段としてLINEを用いること、Xを用いることは以前の外部評価委員会でも推奨されたことと記憶しているが、担当課としては適当な手段と考えているのか。	スマートフォンの普及に伴い日常的にSNSを活用する方が増えていることから、SNSを活用して情報発信することは有効な手段の一つであると考えている。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
10	令和5年10月から導入された視覚や聴覚に障害のある方向けの「災害緊急情報配信システム」の情報は、どのような形（自動送信、職員が手作業など）で電話やFAXが送られるのか。また、対象者は何名いるのかと、これまでの実績を知りたい。	「災害緊急情報配信システム」は、災害発生時に市が発令する避難情報を電話やFAXで伝達するものであり、避難情報発令時には、発信したい情報を職員がシステムに入力することで自動的に音声情報等に変換され、登録者に対して一斉送信されるもの。R5年10月にシステムを導入し、現在の登録者は3名である。 システム導入以降に避難情報を発令する災害が発生していないため、情報を発信した実績はない。
11	防災井戸について、避難所となる各地区の学校内に整備を進めているとのことだが、今年度以降の設置計画や全学校に設置ができるのはいつ頃と考えているのか。 また、設置場所はどのような基準で決めるのか。	現在、市内10地区に対して1基ずつ設置する計画で進めているが、近年の人件費や材料費等の高騰により工事費が当初の2倍近くに増額していることから、R4年度以降は設置していない。 なお、これまでに設置した場所は、学校の施設整備計画やマンホールトイレの設置状況、避難所の収容人数などを考慮し総合的に判断したもの。
12	防災情報の入手について、市民がどんな情報を知りたいと思っているのか、どのような媒体で情報を得ているかなど、市民のニーズを調査したことはあるか。	市民のニーズについては調査していない。 なお、平常時は広く市民の皆さんへ周知する必要がある情報を発信しているが、災害時には緊急性が高く、かつ、生命に関わる情報を発信することから、ニーズに関わらず複数の媒体を活用して、一人でも多くの方に情報を届ける必要があると考えている。

2 第2回 ヒアリング内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	防災井戸について、設置費用が当初の倍になるため設置を延期しているとのことだが、今後も延期予定か。有事の際は重要な役割を果たすと考えられるため、積極的な設置をお願いしたい。	市内10地区に1基ずつ設置する計画を立てているが、近年の人件費や材料費等の高騰による工事費の増額や、他の防災事業との兼ね合いから、令和4年度以降は設置を見合わせている。
2	視覚・聴覚障がいのある方向けの災害緊急情報配信システムについて、導入から1年も経過していないため登録者数はまだ少ないかと思うが、この3名が登録された経緯は。	「身体障害者相談員連絡会」や「視覚障害者福祉協会」といった団体の会議に職員が出席して周知を行ったところ、非常に興味を持っていただき、2名の方に登録していただいた。さらに、民生委員の会議に出席して担当地区の方への周知をお願いしたところ、1名の方に繋いでいただき登録していただいた。
3	このシステムは避難情報を電話やFAXで伝達するもので、災害によって停電の発生や電話線の遮断があるとシステムが使用できないと思われるが、その場合の伝達手段は他にあるのか。また、出席された会議でそのような意見はあったか。	発生時といった具体的な質問は無かった。各会議に伺ったところ、障がいのある方でも文字拡大や読み上げ機能を活用しながら、日常的に携帯電話やスマートフォンを使っている方が多いことに驚かされた。実際、メールやLINEのサービスを希望された方も多かったことから、きらり川口情報メールや市公式LINEの登録方法を説明したところ大変喜んでいただけた。 大規模な停電が発生すれば、障がいのある方に限らず、役所を含めて多くの方に影響が出ることが考えられる。今のところ障がいのある方に対する代替手段は無いことから、メールやLINEを含めて日頃から複数の情報収集手段を確保していたきたいと考えている。
4	防災行政無線は今後20基ずつ更新を行う予定とのことだが、通常は何年使用すると更新になるのか。	設置から10年未満の更新をメーカーは推奨しているが、229基をその期間で更新することは頻度が高く難しいことから、本市では設置後13～14年を目安に更新している。なお、その間に不具合が発生したものは、その都度、修繕により対応している。
5	20基で2億円以上かかるということは、1基に約1,000万円かかるということか。	そのとおりである。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
6	新設の場合も約1,000万円の費用を要するとあるが、新設と更新共に同程度の費用なのか。	設置から13～14年経過することで周辺の建物や電波状況が変化するため、同じ公園の敷地内でも電波状況の良い場所に設置位置を少し変更したり、支柱の老朽化による事故を未然に防ぐために支柱自体を新しいものに変えたりすることから、更新でも新設工事とほぼ同じ工事費となることが多い。
7	更新の際には高規格スピーカーに置き換えているのか。	新設・更新工事ともに、令和3年度からそのようにしている。
8	私は防災行政無線と聞いて真っ先に大雨・洪水等の気象情報をイメージしたが、それらを防災行政無線で放送しない理由や基準があるのか。 防災行政無線放送実績を見ると、熱中症の注意喚起をしていることから、熱中症で放送するのであれば大雨でも放送するのと思った。私の住む地域では河川の氾濫の危険性もあるためか、防災行政無線で大雨警報が流れる。それぞれ自治体によって基準や考え方が異なるかもしれないが、防災行政無線にも大雨・洪水警報を加えた方が良いのではないか。	川口市防災本（4ページ）に掲載しているとおり、災害時の警戒レベルには国が定める統一した基準があり、大雨・洪水警報は警戒レベル5段階のうちレベル3に相当する。レベル3とは「まだ災害は発生していないが、災害発生のおそれがある状況」であり、自宅等で安全を確保していただきたい段階である。レベル3の中でも土砂災害や浸水害など、さらに危険が迫ったと判断したときには、防災行政無線を使って「高齢者等避難」などの避難情報を発令している。このように、防災行政無線を使って避難情報を呼びかける際には、気象警報や警戒レベルだけでなく、その後の気象情報や国や県からの情報などを総合的に判断して使用する運用をしている。
9	先ほど、スマートフォンや携帯電話の活用が、障がいのある方の中でもよく行われているとのことだったが、利用の実態を考慮すると、様々な情報伝達手段を行うよりも、個人が所有するスマートフォンや携帯電話で多くの部分がカバーでき、情報がより伝わりやすいと考えられる。 一方で、能登半島地震では偽情報が拡散された例もある。SNSの上手な使い方についてどう考えているか。	災害発生時にインターネット上に発信される偽情報やフェイクニュースには、市民の皆さんだけでなく、市としても騙されないように気を付ける必要がある。正しい情報かどうかを瞬時に判断することは非常に難しいため、市としては注意喚起することくらいしかできないが、正確な情報を伝える手段については今後検討を続けていきたい。

3 第3回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	防災行政無線の新設や更新には高額な費用が掛かっているが、実際の放送は聞き取りにくく、市民に正しく情報が届いているか不明確なため、費用の割に効果を感じにくい。そのような中で、高額な予算を投じて防災行政無線工事を推進する理由は何か。	説明	防災行政無線による平常時の放送は50%のボリュームで放送しているが、災害時の放送は100%の最大音量で放送することとなっている。それでも台風や暴風雨等の影響で窓を閉め切ってしまうと聞こえにくいこともあると思われるが、大規模地震が発生した時などは通信障害によりスマートフォン・携帯電話やインターネットが繋がりにくくなることや、スマートフォンや携帯電話を持たずに避難される方もいると想定されることから、通信障害に影響されない防災行政無線による放送は、大規模な災害時にこそ市民の皆さんへ情報を伝達する貴重な手段として大きな役割を果たすものと考えている。
2	災害時の市民への情報伝達手段として、障がいのある方がスマートフォンや携帯電話を活用されている話から、市の公式LINEが非常に有効な印象を受けた。危機管理課として、登録者数を増やす工夫は何かしているか。	説明	「市公式LINE」や「きらり川口情報メール」を活用した気象・災害情報の取得については、防災本や広報かわぐちのほか、市ホームページやSNSなどを活用して周知している。また、危機管理課が主催する防災リーダー認定講習や防災出前講座の参加者に対しても登録を推進している。
3	市の公式LINEについて、受信設定で配信カテゴリを選択した人にしか防災・気象情報が届かないとのことだが、防災や生命に関わる情報は市民全員にとって必要だと考えられる。未選択の人にも配信する仕組みにできないか。	説明	防災・気象情報のカテゴリを選択していない方への情報配信については、例外的な運用となることから、システムを管轄する情報政策課に確認しているところである。なお、市の事業ではないが、避難情報や地震速報など生命に関わる防災・気象情報については、全国の自治体と携帯電話事業者（大手4社）が連携して実施している「緊急速報メール」により、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方の多くに配信されることとなっている。
4	防災井戸設置工事費は、防災行政無線工事費と比較すると費用が低額と見受けられる。災害時の効用を考慮すると、防災行政無線工事を遅らせ、防災井戸を計画的に整備する方が有効ではないか。	説明	防災井戸は、断水時における生活水の確保を目的として設置し始めたものである。令和4年度以降は工事費高騰等の事情で見合わせているが、生活水確保のための新たな手段としては、プールの水などをろ過して生活水として使うことができる「非常用ろ過浄水装置」を、令和6年度から3年計画で全ての指定避難所に配備する予定である。また、飲料水については、各避難所に1,200本から8,000本のボトル水を備蓄しているほか、応急給水システムの配備により、給水車による応急給水活動を受け入れる体制を整えている。さらに、協定締結事業者からの物資供給により食料や飲料水を補充することも想定している。なお、防災行政無線に不具合や故障が発生したときには、地域住民から「いま大きな災害が起きたら市からの情報が届かない」と、不安の声が多く寄せられることから、生活水の確保と防災行政無線の整備はどちらも重要であり、並行して進めていく必要があると考えている。

令和6年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

事業名称	緑化推進事業	事業担当課	みどり課
------	--------	-------	------

1 事前質問 質疑応答内容（第2回で配布済み）

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	「環境みどり基金」について教えて欲しい。	市民などからの寄付金を財源として、基金をつくりその資金を積み立てている。基金は環境やみどりに関することだけに用途が限定されており、主に市内に残った貴重な緑地を購入したり、維持管理や緑化推進のために使用している。
2	課題として緑化補助金の利用の減少、その対策としてPRがあげられているが、これは手段としては弱い（あるいは合っていない）のではないか。利用の減少の根本的原因は何と考えているか。	①制度周知のため、現在広報紙とホームページでのPRに加え、建て替えが多く発生する区画整理事業区域内の区画整理事務所に案内パンフレットを配備し重点的に周知を実施している。 ②減少の根本原因としては、市の利便性が向上し、地価が上昇したため住宅の敷地面積が小さくなっており、生け垣や庭の設置自体が難しくなっていること、また維持管理に費用がかかるため不要なものと考えられていることなどである。
3	高齢化・人口減少社会でボランティア等への依存は持続し難いモデルであるが、この点についてどのように考えているか。また改善策はあるのか。	ご指摘のとおり、高齢化・少子化に伴い、ボランティア活動をするかたが減っているのが現状である。本市の協働推進課等と情報交換をしつつ、有効な改善策等について、今後も引き続き検討したい。
4	①緑化指導とあるが、どういった指導を行っているのか具体的な内容を伺いたい。 ②建築申請のときに緑化率を満たしているかどうかの確認をしているのか。 ③それとも建設後に現場確認等をしているのか。 ④その結果が未達だった場合はどのように指導するのか。	①500㎡以上の敷地に建築する際に一定の緑地（敷地面積の5%又は10%以上）を設け、緑化面積に応じた樹木等を植えることを指導している。 ②確認申請の事前協議の際に緑化の説明を実施し、緑化の内容を記載した「緑化計画書」を提出してもらい、緑化率等を確認している。 ③完了後は、完了報告書に基づき、現地で設置緑地の完了検査を実施する。 ④緑化基準に達していない場合は、基準を満たせなかった旨の理由書の提出を求める。その上で、今後の緑地設置やプランター設置など、少しでも緑化を図ってもらうようお願いしている。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
5	フラワーロードに協賛した企業には何かメリットのようなものがあるのか。また、協賛企業を増やすための工夫は何か行っているのか。	①フラワースタンドには企業名の入った看板を設置しており、緑化に協力している企業だとPRできる。また各社のホームページや広報紙などで、独自にPRしてもらうことも可能であり、緑化に協力している企業であることをPRできる。 ②協賛企業については、上記のメリットなどを市内業者に広報紙と市のホームページでPRし、募集時には市内の主要な事業者チラシや申請書を送付し協力を依頼している。
6	学校や保育園・幼稚園等との連携事業として、子どもたちに緑化推進について学習してもらう機会や具体的に学校等とコラボした実績や計画はあるか。また、これまでに補助金の交付先として学校等に交付したことはあるのか。	①学校等と直接連携・協力している事業はないが、市内の児童を対象に見沼自然の家周辺（川口市行衛）で自然ふれあい教室を年2回開催しており、緑や自然の大切さについての学習機会を設けている。 ②今まで、学校等に補助金を交付した実績はない。
7	緑化推進のために、植木やグリーン関係事業の企業や事業者との連携等を行っているのか。また、ベランダやプランターを使った各家庭での緑化推進について、何か連携して行っていることはあるのか。（グリーンセンターや緑化センターでの園芸関係講座との連携や公民館講座等はどうか。）	①以前は市内緑化産業の発展と緑化推進のために、市内業者と協力し、苗木の半額あっせん事業を実施していたが、住宅の敷地面積減少等に伴い申し込みが減ったため、事業は廃止となった。 ②グリーンセンターとは以前からグリーンフェスティバル等のイベントで連携をしていたが、グリーンセンター改修等に伴い各種イベントが廃止となり、現在、連携はしていない。 また公民館においては、緑化を推進するための緑化講習会を開催している。
8	「緑のまちづくり地域緑化事業補助金」の対象としている地域の緑化活動を行う団体が、緑化ボランティア活動団体のことか。	その通りである。ただし、緑化ボランティア活動団体は補助金を交付している団体だけではなく、種苗（現物）を支給し公園やフラワーロードに植える活動をしている団体も含まれる。
9	ボランティアの減少が課題とのことだが、公園花壇づくり事業などは町会や公園近くの会社などをお願いすることはできないのか。	令和6年3月末現在、42団体46公園にて町会や老人会、婦人会、企業等が公園花壇活動を実施している。 引き続き、町会や会社などへの依頼を実施していく。
10	緑が増える＝害虫（蛾や毛虫や蚊など）が増えるので難しい面もある。市民の協力を繋げるには、害虫対策とセットでPRしていくことも重要だと思うが、何か考えはあるのか。	ご指摘のとおり、緑化計画提出時に虫が出るので木を植えたくないという事業者もまれにいるが、その際は害虫の出にくい樹種などを紹介している。

2 第2回 ヒアリング内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	令和3年度から5年度までの補助金の交付状況を見ると数件しかないが、過去にはもっと交付件数が多い年もあったのか。件数が少ない理由は周知が足りていないのか、それとも生け垣や壁面緑化を設置する人が少ないのか。	屋上緑化については、屋上に土を載せて花壇を作るとなると屋根部分に過重がかかり、それに伴う建築物の整備にも費用がかかってしまうため、敬遠されてしまう傾向にある。フェンスや壁面緑化については、つる性の植物を這わせることを補助対象としており、いわゆるメッシュフェンスを想定しているが、戸建て住宅にメッシュフェンスを設置する方は少なく、生け垣を選択するのが現状である。逆に、メッシュフェンスを設置するような大規模な施設では、フェンスではなく、独自の緑地を設置しているため、補助金申請には至っていないのが現状である。
2	補助金の交付件数が少ないのであれば、別の補助などを検討してもいいのではないか。費用をかけて屋上緑化を設置するのであれば、みなさん太陽光パネルを選択するのではないか。	現状として、フェンスは生け垣にシフトし、大規模施設については独自に緑地を設置しているが、今年度に入ってから数件問い合わせがあり、申請があった場合の受け皿として、フェンス・壁面緑化設置等奨励補助金は準備しておきたいと考えている。
3	特定財源として基金が事業費の約半分を占めているが、基金はいくら積み立ててあるのか。	令和5年度末で約5億円の積み立てがあり、皆様からの寄附と少し前から始まった森林環境譲与税を積み立て、保全緑地の購入や緑化を図ることを目的に支出している。
4	事業費が毎年1千万円を超えているが、何に費用がかかっているのか。	事業費の主な支出としてはボランティア活動に使う種苗費と緑化団体に対する補助金である。
5	事業評価調書にある緑化ボランティア活動団体数の目標値95団体に対して補助金を支出しているということか。	すべての団体に対して補助金を支出しているのではなく、地域の緑化活動を行う7団体には、草花等の購入費用について限度額50万円の補助を実施し、公園花壇等で活動する団体には、市から種苗等を現物支給して、植栽や水やり等の管理を実施するなど、それぞれ活動している。
6	フェンスを緑化する時の条件は何かあるのか。個人的な話だが、自宅の生け垣が大きいので取り壊し、下にブロック塀を敷いて、その上にフェンスを設置した。そのままでは味気ないので内側にモッコウバラを植えたら、見事な出来栄となり写真スポットになったが、私の住んでいる市では生け垣の補助の対象にならなかったが、川口市は対象になるのか。	川口市ではフェンス緑化の補助金の対象になる。生け垣とフェンス緑化では、補助単価が異なり、生け垣は1メートル当たり11,000円補助されるのに対し、フェンス緑化は植物代として1メートルあたり1,100円が補助される。補助単価が安いことが、申請件数が伸びない理由にもなっていると考え。

3 第3回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	この事業全体における細かい決算額の内容を伺いたい。	資料	別紙1のとおり
2	各補助金の動向を伺いたい。例としてフェンス・壁面緑化設置等補助金交付状況は数年間0件となっているがいつから0件になっているのか。各補助金ごとに近年の交付例を一覧にして示して欲しい。	資料	別紙2のとおり
3	ボランティア団体の数が指標となっているため、どんな団体がどのくらいあり、どんな活動をしているか整理していただきたい。	資料	別紙3のとおり
4	みどり基金のあり方について、この先、どのように考えていくのか伺いたい。	説明	川口市環境みどり基金は、市内の緑化の推進や緑の保全を図り、緑豊かなまちづくりを目的として、条例に基づき設置されたものである。みなさまのふるさと納税や緑の羽根の募金などが基金の原資となっている。本緑化推進事業はもとより、保全すべき緑地を確保するための購入費用や、購入した緑地の維持管理費等に使用されており、今後も条例に基づき適正に運用していくものである。
5	国からの緑化に関する交付金の使い方について、将来の方向性などを聞かせていただきたい。	説明	国から交付されている森林環境譲与税については、川口市環境みどり基金に積み立て、その一部を保全すべき緑地の維持管理費等に使用しており、引き続き、税及び基金の目的に即した利用を実施していく。 今後の具体的な使途について、国の交付金を担当する財政課では、施設木質化費用への充当を考えているが、みどり課としては、川口市環境みどり基金と森林環境譲与税の両方の目的に即した保全緑地の維持管理費に加え、保全緑地の購入での活用を考えており、現在財政課と調整中である。
6	子どもたちに緑の大切さを学ぶ機会を作ることが大事と考えるが、今後の予定や可能性について伺いたい。	説明	ご指摘のとおりである。みどり課では、小学生を対象とした自然ふれあい教室を令和元年度までは年1回開催していたが、令和2年度からは年2回の開催に増やしたところである。講師をお願いしているボランティア団体も同様の教室を毎週のように行っており、団体に対して補助金を交付したり、協力しながら行っているところであり、今後もボランティア団体と連携して緑を学ぶ機会を作っていきたいと考えている。

生け垣設置等奨励補助金交付状況一覧

令和6年4月1日現在

年度	件数	延長(m)	本数(本)	所要額(円)	補助額(円)
昭和57	13	202.55	579	1,458,400	333,400
58	16	268.25	729	1,888,105	420,800
59	15	229.90	585	1,594,450	425,781
60	18	331.53	974	3,806,915	547,140
61	19	349.70	1,117	2,597,780	544,684
62	10	170.80	455	1,402,475	304,200
63	11	214.49	602	2,315,950	342,000
平成元	4	65.49	170	387,513	108,000
2	6	212.80	572	1,812,151	213,100
①小計	112	2,045.51	5,783	17,263,739	3,239,105
平成3年度から川口市緑化基金事業として運用する。					
平成3	10	178.80	464	1,567,204	644,403
4	5	137.60	387	1,178,330	400,400
5	5	36.70	90	1,610,130	183,500
6	3	17.00	60	388,204	85,000
7	6	149.70	526	1,014,179	427,586
8	9	119.20	372	1,939,270	790,400
9	4	47.00	147	749,250	329,000
10	9	134.60	363	2,037,680	0:00
11	11	163.30	488	3,553,835	1,441,520
12	5	54.50	158	1,052,578	535,252
13	10	95.00	300	1,027,177	647,201
14	11	107.00	349	1,301,089	754,267
15	10	114.00	375	1,708,753	801,896
16	8	55.00	167	412,768	411,869
17	4	40.00	170	804,124	352,000
18	8	110.70	346	2,117,025	864,900
19	3	45.00	136	884,285	329,000
20	8	77.92	268	929,303	570,700
21	0	0	0	0	0
22	2	14.2	43	232,390	120,600
23	1	3.00	10	59,000	21,000
24	6	69.40	222	1,099,846	667,600
25	4	65.50	214	569,639	337,300
26	2	98.40	297	793,470	163,800
27	2	12.70	41	103,357	88,900
28	2	8.70	29	114,404	60,900
29	3	25.40	76	684,780	304,400
30	2	13.30	43	131,140	125,780
令和元	2	24.70	89	466,000	289,200
2	0	0.00	0	0	0
3	0	0.00	0	0	0
4	1	4.18	6	63,580	45,100
5	2	29.30	91	610,544	344,300
②小計	158	2,051.80	6,327	29,203,334	12,990,554
累計(①+②)	270	4,097.31	12,110	46,467,073	16,229,659

植込地設置等奨励補助金交付状況一覧

令和6年4月1日現在

年度	件数	面積(m ²)	本数(本)	所要額(円)	補助額(円)
平成29	2	11.20	50	477,584	103,200
30	1	5.00	8	140,400	55,000
令和元	3	24.73	123	401,375	252,900
2	0	0.00	0	0	0
3	1	4.00	11	132,000	20,000
4	1	5.34	5	183,000	58,700
5	0	0.00	0	0	0
累 計	8	50.27	197	1,334,359	489,800

フェンス・壁面設置等奨励補助金交付状況一覧

令和6年4月1日現在

年度	件数	延長(m)	本数(本)	所要額(円)	補助額(円)
平成15	0	0.00	0	0	0
16	1	9.00	50	9,345	9,000
17	1	21.00	63	13,857	13,857
18	1	5.00	15	5,985	5,000
19	0	0.00	0	0	0
20	0	0.00	0	0	0
21	0	0.00	0	0	0
22	0	0.00	0	0	0
23	0	0.00	0	0	0
24	0	0.00	0	0	0
25	0	0.00	0	0	0
26	0	0.00	0	0	0
27	0	0.00	0	0	0
28	0	0.00	0	0	0
29	0	0.00	0	0	0
30	0	0.00	0	0	0
令和元	0	0.00	0	0	0
2	0	0.00	0	0	0
3	0	0.00	0	0	0
4	0	0.00	0	0	0
5	0	0.00	0	0	0
累 計	3	35.00	128	29,187	27,857

屋上緑化設置等奨励補助金交付状況一覧

令和6年4月1日現在

年度	件数	面積(m ²)	本数(本)	所要額(円)	補助額(円)
平成17	4	57.09	308	3,438,980	400,000
18	2	185.90	28	1,053,300	180,000
19	0	0.00	0	0	0
20	2	51.70	75	2,127,300	200,000
21	2	41.50	62	2,381,508	800,000
22	5	136.70	34	3,624,785	1,667,200
23	4	117.90	14	4,864,650	1,520,000
24	1	7.80	0	241,183	120,592
25	2	43.10	0	1,056,946	466,473
26	2	24.10	29	1,524,576	482,000
27	1	30.82	0	1,080,000	400,000
28	2	16.50	5	800,832	310,400
29	1	21	35	1,172,269	400,000
30	2	21	37	1,195,025	422,000
令和元	1	12	3	880,000	230,400
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	1	14	7	1,303,170	280,000
5	0	0	0	0	0
累 計	32	780.83	637	26,744,524	7,879,065

令和5年度 緑化推進事業 決算内容

節	決算額	細節	決算額	基金	内容説明
報償費	56,000	講師報償金	56,000		緑化講習会、自然ふれあい教室の講師報償金
需用費	6,088,941	消耗品費	89,106		緑化ボランティア活動や自然ふれあい教室等で使う土や道具代
		印刷製本費	10,560		フラワーロード協賛事業の案内チラシ
		光熱水費	50,688		フラワーロードにある散水栓の水道代
		肥料費	98,312		緑化ボランティア活動で使う肥料代
		種苗費	5,840,275	(内1,000,000基金充当)	緑化ボランティア活動で使う花代
役務費	234,080	廃棄物処理手数料	99,000		緑化ボランティア活動で発生したゴミの処分代
		賠償責任保険料	135,080		公園の花壇、道路上のプランターなどの保険代
委託料	1,930,720	看板等製作委託料	753,720	(全額基金充当)	フラワーロード協賛事業の看板製作、設置等の費用
		花壇等管理委託料	1,177,000	(全額基金充当)	夏場のフラワーロードの灌水委託料
工事請負費	276,100	補修工事費	0		
		花壇等整備工事費	276,100		活動が終了したフラワースタンドの撤去
負担金・補助 及び交付金	6,017,190	緑のまちづくり地域緑化事業補助金	1,848,090	(全額基金充当)	
		生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金	3,819,100	(全額基金充当)	
		緑と花いっぱい会の会補助金	350,000		

R5決算額 14,603,031

内基金充当 8,597,910 58.9%

(一般財源) 6,005,121 41.1%

緑化ボランティア活動の内容について

(1) 種苗等支給事業

公園内の花壇や道路上のプランターなどに花を植え、日常の管理を行う。花の植え替え日と花の種類を決め、申請書を提出してもらい、申請に基づき市が園芸店に発注し、植え替え日に配達してもらい、植え替えを実施。春秋年2回の植え替えをお願いしており、お花については、季節にあった単価の高くないものでお願いしている。(令和5年度支給実績 32,567 本)

※活動団体数：

①公園花壇活動団体	4 1 団体
②フラワーロード活動団体	7 団体
③拠点活動団体	1 7 団体

(2) 緑のまちづくり地域緑化事業補助金

公園内の花壇や道路上のプランターなどに花を植え、日常の管理を行う。年間の植え替え計画を立て、それに基づいた見積書を取得し、補助金を申請、年間で活動をしてもらい、年度末に報告書、領収書を提出し、補助金を支払う。年間3～4回程度植え替えを実施している。活動中の資金については、団体が負担し、活動終了後に補助金を支払うため、資金力のある団体でないと利用が難しいが、活動内容やお花の種類などはある程度団体の裁量で決められる。

補助できるものは、お花や肥料、土、緑化資器材の購入費のみである。

※活動団体数：7 団体（主に町会や自治会）

(1) 種苗等支給事業

① 令和6年度 公園花壇活動団体一覧

No.	活動公園	団体名
1	並木4丁目公園	並木花の会
2	安行若葉台公園	若葉会
3	榛松第1公園	ファイブス
4	本町1丁目広場遊園	本一婦人部
5	前川第6公園(その1)	なでしこ会
6	上青木北公園	三和会
7	小谷場公園	小谷場高砂クラブ
8	緑ヶ丘第2公園	安行(みどり会)老人会
9	安行出羽南公園	じゅずだまの会
10	末広1丁目第1公園(その1)	末広1丁目町会
11	末広1丁目第1公園(その2)	十二月田しあわせ会
12	並木町東児童遊園	並二花の会
13	東本郷台公園	東本郷台町会(台和会)
14	上青木南公園	彌生会(やよいかい)
15	青三公園	フラワーガーディアンズ
16	芝1丁目公園	芝一寿会
17	青三南公園	中青木1丁目緑寿会
18	末広一丁目第2公園	なかよし会
19	川口第2西口緑地	飯2明生会
20	前川第6公園(その2)	プレイリーダー協議会
21	弥平1丁目公園	弥平フラワークラブ(町会員)
22	戸塚佐藤第2公園	上戸塚町会第7班
23	元郷第7公園	元郷2丁目町会
24	山王公園	陣屋の会
25	南平児童交通公園	プレイリーダー協議会
26	戸塚杉本公園	上戸塚町会第5班
27	領家第6公園	領家2丁目衛生部
28	新井町公園	新井町グリーン会
29	峯東電児童公園	峯南区八班自治会
30	安行藤八公園	安行藤八町会
31	元郷第4公園	元五花の会
32	弥平町公園	弥平2・弥生会
33	領家第8公園	第八公園花と緑の会
34	長蔵新田第2公園	長蔵新田町会美化部
	長蔵新田第4公園	
	芝富士1丁目公園	
	芝富士第2児童公園	
	芝富士2丁目公園	芝富士町会公園ネットワーク
	芝富士ふれあい公園	
35	樋ノ爪お山の公園	長成会
36	上青木1丁目南公園	上青木1丁目南公園管理等ボランティア
37	安行出羽公園	安行成寿会
38	戸塚柳公園	緑のまちをつくろうの会
	神根西原公園	
39	中央通り公園	上青木西町会
40	芝中田南公園	フラワーフレンド
41	戸塚榎戸公園	(有)ナグモ

②令和6年度 フラワーロード活動団体一覧

No	活動場所	団体名
1	新オートレース通り	上青木南町会
2	前川中央通り	前川中央通り商店会
3	上青木公園前通り	上青木6丁目町会
4	西川口陸橋通り(その1)	青木町4丁目町会
5	西川口陸橋通り(その2)	青木中央町会
6	南浦和前川通り(その1)	前三TBG同好会(前川3丁目白寿会)
7	南浦和前川通り(その2)	前川2丁目白寿会

③令和6年度 拠点緑化団体一覧

No.	活動場所	団体名
1	東川口駅南口駅前広場プランター	ボーイスカウト川口第21団
2	西川口駅東口駅前通りプランター	合格通り商店会
3	西川口駅東口並木商店会プランター	西川口並木商店会
4	本町小学校歩道前プランター	本町小学校PTA、児童
5	八間通り・コスモ川口栄町前プランター	コスモ川口栄町管理組合(住民)
6	八間通り・川口パークタワー前プランター	川口パークタワー管理組合(住民)
7	安行グラウンドゴルフパーク花壇	安行レクリエーション協会
8	南平工業団地通り沿いプランター	朝日6丁目南町会
9	芝園ハイツ西側花壇	芝園花壇倶楽部
10	芝羽尽神社内花壇	宮根寿会
11	グリーンビュー第3川口前花壇	花暦友の会(住民)
12	南鳩ヶ谷駅東口ロータリー花壇	南鳩ヶ谷4丁目自治会
13	南平公民館駐車場内プランター	きづなの会(花いっぱい会の会南平地区)
14	シュロス川口元郷リバーテラス前プランター	シュロス川口元郷リバーテラス管理組合(住民)
15	伝右川沿い花壇	上戸塚町会 第七班
16	鳩ヶ谷駅西口駅前花壇	NPO法人鳩ヶ谷協働研究所
17	エルザタワー55公開空地内花壇	エルザタワー55グリーンボランティア

(2)緑のまちづくり地域緑化事業補助金

令和6年度 地域緑化補助金交付団体一覧

No	活動場所	団体名
1	領家第4公園及び南側道路	東領家5丁目町会
2	善光寺通り沿い、善光寺公園	川口1丁目町会
3	川口駅西口駅前大通り線沿い	地縁団体認可法人飯三町会
4	川口駅西口駅前大通り線沿い(マンション内)	ライオンズプラザ川口管理組合
5	上青木南小学校前通り	夢いっぱいにじ色通り
6	環状線通り沿い、川口駅西口駅前大通り線沿い、飯塚小学校前通り沿い	飯塚2丁目町会
7	新井宿駅前通り及び県道	新井宿駅と地域まちづくり協議会

令和6年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

事業名称	赤山城跡保存整備事業	事業担当課	文化財課
------	------------	-------	------

1 事前質問 質疑応答内容（第2回で配布済み）

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	事業内容説明シートの成果に「赤山城跡の文化財としての魅力を高め、発信を行えた」とあるが、どのように情報発信してきたのか。発信したことによってどのような効果があったのか。	H2年度の事業開始以来、空堀の整備や看板の設置により、赤山陣屋の魅力がより伝わるよう保存整備を続けてきた他、伊奈氏や赤山陣屋をテーマとした企画展を実施するなど、発信を続けてきた。これらの発信により、市民の方々も「NP0法人赤山陣屋の会」という団体を立ち上げ、赤山陣屋の環境整備に協力して頂くなど、赤山陣屋の魅力が伝わっている。
2	事業費の「特定財源」について説明して欲しい。 また、R3～R5の3年間で用地購入費は7,300万円になるが、これまで用地購入に要した累計額を教えてください。	特定財源は地方債である。また、これまでの用地購入に要した費用としては、事業開始からR5年度までの用地購入費の累計は166,482万円である。
3	評価調書の「5 視点評価」で、市民ニーズが“高い”と評価しているが、どのような根拠に基づく評価か。「有効性」や「公平性」の評価についても、何を対象とした有効性や公平性なのかを説明してほしい。	伊奈氏を扱ったイベントや展示は需要が高く、郷土資料館で近年伊奈氏を扱ったR3年度の企画展「伊奈忠治」展では、約2ヶ月の期間中1,616名の来館者を集めた。市議会においても、赤山陣屋跡の保存整備や活用について、度々要望が出されている。 また「有効性」については目標の用地購入を達成し、旧跡の保存・活用に資することができたこと、「公平性」については、赤山陣屋の保存整備により、広く市民に親しんでいただける場所となっていることを判断基準としている。
4	市の重要事業に認定されて30年以上経つが、将来的にはどのような施設を目指していて、完了予定はいつか。また、当面の目標は何か。	旧跡としての赤山陣屋の保存と、活用による魅力の発信を両立できる整備を目指している。当面の目標としては、賃貸借地の購入と、空堀を回遊できるよう整備を行うことを目標としている。
5	H18年度に「赤山城跡保存整備事業の推進に係る基本コンセプト」を作成し空堀の整備を優先したとのことだが、この時点では計画の段階的なゴールを設けていなかったのか。	そのとおりである。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
6	進捗図を見ると、すでに市有地だが未整備の空堀がある。整備が進んでいない理由は何かあるのか。購入した土地はすぐに整備していないのか。	整備前には遺跡の発掘調査が必要であるため、場所によっては部分的に整備することが難しく、赤山陣屋が建てられていた時代に一体的に整備されていたと思われる個所の購入が完了してから発掘を行い、その個所全体としてどのように整備するか考える必要があるため。
7	近隣のイイナパークとのコラボイベントや、小学生の社会科見学などは実施しているのか。	イイナパーク内にある「歴史自然資料館」にて、赤山陣屋の模型や展示、映像の上映を行い、赤山陣屋跡の情報を発信している他、ガイドツアー等のイベントを実施した実績もある。
8	事業が開始されたH2年度と現在とでは、わが国の社会経済環境は全く異なる。その意味で、この事業は抜本的見直しと新たな計画が必要と考えるが、これまでにそのような議論をしたことがあるか、あるいは今後そのような議論をする予定があるか教えて欲しい。	赤山陣屋跡の整備については、H2年度開始以来、進め方については様々な議論や検討があり、現在に至っている。今後、より良い保存と活用のための計画を策定する。
9	この事業に反対している地権者もいるとのことだが、最後まで続けていける事業なのか。	反対している地権者のみに向けたものではないが、赤山陣屋跡の文化財としての意義や魅力を発信していくことで、事業に対する理解を得られるよう尽力している。
10	これまでに赤山城跡の文化財としての意義や魅力について、市民や子どもたちにはどのように情報発信してきたのか。これまで行ってきたことについての評価や成果はどうか。	H2年度の事業開始以来、空堀の整備や看板の設置により、赤山陣屋の魅力がより伝わるよう保存整備を続けてきた他、歴史自然資料館の映像や展示等で発信を続けてきた。また、博学連携事業として「歴史教室」を実施し、小中学校で川口市の歴史と共に赤山陣屋についても伝える事業を実施してきた。特にR5年度は伊奈氏をテーマとしたオンライン歴史教室を実施し、小学校計43校3,821名（4年生）に授業を行うことができた。
11	土地の賃借料は年間いくらぐらいかかっているのか。また、堀や遊歩道の整備が済んでいる所の樹木の剪定は年間何回行い、いくらかかっているのか教えてほしい。	R5年度の土地賃貸借料は約349万円である。また、樹木管理については、R5年度は約1,700万円であり、場所により年間1～2回の除草と、その他支障となる樹木の剪定を行っている。
12	本事業に一定の「終結」をつけることについて、整備を中断することにより、旧跡指定の取り消し等が発生してしまうなど、県指定旧跡であることによる義務や制限はあるのか。県に対して何か特別な手続が必要になるのか。	埼玉県指定旧跡の保存は、文化財保護法及び埼玉県文化財保護条例上の義務であり、例えば赤山陣屋跡の用地取得を中断することで、民間の所有者の開発による赤山陣屋跡の遺跡の破壊が進み、県指定旧跡として相応しくない状態になったと判断された場合、指定の取り消し等の可能性はある。

2 第2回 ヒアリング内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	赤山城跡は埼玉県の指定を受けているとのことだが、補助金はいくらぐらい出ているのか。	史跡であれば補助金の対象となるが、赤山城跡は昭和36年に県の史跡から旧跡に指定替えになったため県からの補助金が出ていない。そのため、毎年県に対して補助金の要望をしている。
2	まだ購入出来ていない土地や、借りている土地があるために、発掘調査が進んでいないという状況で、この事業は最終的にどのようにしたいのか。例えば、最終的に買い取りが難しいと判断した時点が終わりということなのか。	この事業地全てを、市の土地にすることが目的ではなく、旧跡として保存していくことが目的である。優先的に購入していく計画範囲のうち、借用地については極力購入し、それ以外の土地については、例えば現状、畑になっている土地であれば、そのまま残しておき、堀の周りを歩きながら緑豊かな旧跡を見ていただきたいと考えている。
3	畑のまま残しておくとなると、発掘作業が出来ないのではないのか。	埋蔵文化財の専門職員によると、必ずしも全ての土地を発掘する必要はないと聞いている。
4	一般の方々がどこまでこの旧跡を知っているのか。周知方法として学校で歴史教室を実施しているとあったが、それ以外にイベントを頻繁にやる予定はあるのか。	当課の施設である歴史自然資料館がイイナパークの中にあり、そこで赤山陣屋について、映像や模型、展示パネルで紹介している。また、小学3年生で川口の歴史を学ぶという授業があり、伊奈氏の功績と併せ副読本を用いて勉強している。
5	NPO法人赤山陣屋の会が立ち上がり、環境整備に協力していただいているということだが具体的にはどのような活動をしているのか。	地元の植木業者がそこに加わり、協力的に植木の剪定や、草木の刈り込み、植栽などを行い、訪れるみなさんが季節を楽しめるような活動をしている。
6	これまで、土地の購入等に相当な金額を費やしているが、今後とも予算要求をして購入を継続していくのか。	計画範囲の中では賃借料を払っている土地の購入を優先していきたいと考えている。
7	賃借地を購入すればこの事業の終わりとなるのか。	賃借地のみではなく、平成18年度に作成した基本コンセプトによると、残り約35,000㎡で、その内、賃借地は6,900㎡となっている。今後は、計画を見直し優先的に購入する範囲自体を狭める計画を立てていきたいと考えている。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
8	その具体的な計画は作成中ということか。仮の目標を立てないといつまでも先に進まないの、いつ頃までに完成など将来計画をどのように考えているのか聞きたい。	この3月に文化財センターの本館を閉館し、現在移転に向けてたくさんの文化財を丁寧に梱包する作業を行っているところであり、今年度は難しいと考えている。作業が終わった来年度以降に、将来計画について検討していきたいと考えており、概ね3年ぐらいで計画を見直したい。
9	計画範囲の約65,000㎡というのは当初の計画範囲ということか。	これは平成18年度の基本コンセプトによる計画範囲で、当初の計画範囲は128,502㎡である。
10	当初の計画範囲はすべての土地を購入しようと計画していたのか。	すべての土地を購入しようとは考えておらず、半分の土地に博物館を建設し、残りの半分の土地は都市公園にする計画であった。
11	平成18年度の時点では計画範囲の約65,000㎡はすべての土地を購入しようと計画していたのか。	その通りである。
12	史跡から旧跡に変わったというのはランクが下がったということか。 自宅の近くに国指定の貝塚があり、一帯を国が借り上げ相当な金額の補助金が出たはずであるが、県指定であれば補助金を出してもらってもいいと思う。出ないとなると自己財源で支出することになり、借金が増えて市の負担は大きいのではないか。	その通りである。
13	史跡から旧跡に変わったのはいつか。その理由は何か。	変わったのは昭和36年である。元々、赤山城跡が県の文化財になったのは、現状の文化財保護法の前身に当たる大正時代の史跡名勝天然記念物保存法の中で位置づけられていた。戦前の制度で、その当時の調査研究で指定されたが、昭和36年に県で見直しを行うことになり、その際に史跡としては保存状態が良くないと判断され、当時まだ発掘調査も行われていなかったことから旧跡とされてしまった。その後、発掘調査が行われ空堀が発掘されたため、整備計画を作成し、再度、県に指定の変更を何度も依頼したが、難しいということで認められず現状に至っている。
14	最終的にはどのような施設にしたいのか。	文化財課としては事業範囲内に博物館候補地を確保し、また、空堀を周遊できるよう整備を行いたいと考えている。

3 第3回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	過去の計画から現在までどのように計画内容が変化し、そして将来どのような姿になっていくのか全体像を表すロードマップのようなものを示してほしい。	説明	①平成元年度 事業を開始 ②平成3年度 博物館建設を含む基本構想を作成。基本構想の段階では、博物館や公園部分も設け、赤山陣屋跡全体を整備する計画であった。 ③平成18年度 基本コンセプトを作成。空堀の整備を優先する計画に変更。 ④平成28年度 第5次総合計画において、博物館に関する記述がなくなった。 今後は、平成18年度の基本コンセプトの見直しを行うと共に、賃借地の購入、空堀の整備を進める。最終的には、博物館候補地と空堀を中心とした整備を行い、保存と活用の両立を図っていきたい。
2	市民のニーズはどうなっているのか。県からの補助金が出ていないため、市債で行っているということは、将来の子供たちの負担になっていると考えると、この事業を継続する要件としては、やはり市民のニーズが本当にあるのか確認する必要があるのではないか。	説明	赤山陣屋跡の整備については、度々川口市議会でも進捗に関する質問がなされており、また、赤山陣屋跡の管理を行うNP0法人等もあることから、市民のニーズはあるものとする。 更に、現在、赤山地域は市街化調整区域であり、土地活用の方法が限られており、赤山地域では流通施設や資材置き場としての利用が増えている。そういった中で、赤山陣屋跡は四季の自然が楽しめる散策の場所として親しまれていることから、本事業は遺跡の保全のみならず、緑地保全、また生活環境の保全としてもニーズがあると感じている。 なお、市民意識調査の結果でも、「川口市の好きな場所、もの、行事」の項目で、令和2～5年度で平均4%の支持を得ている。今後はより選ばれるよう赤山陣屋跡の魅力の発信に努めていく。
3	事業を継続するのであれば、陣屋跡の知名度を高め、重要性をアピールすることも必要ではないか。	説明	今後も赤山陣屋跡に隣接する歴史自然資料館を中心に、積極的に赤山陣屋跡や伊奈氏の重要性を発信していく。また、伊奈氏は関東一円の開発に関わったことから、令和3年10月22日に県内の伊奈町、茨城県のつくばみらい市と「伊奈町、川口市、つくばみらい市「伊奈氏ゆかりの地」歴史・文化的交流に関する協定」を締結し、伊奈氏顕彰のためのイベントを各市町で連携して実施していくこととなっており、今年度はつくばみらい市で伊奈氏に関するイベントが実施される予定となっている。